

有限会社大原農業振興センター定款

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、有限会社大原農業振興センターと称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の各号に記載する業務を営むことを目的とする。

- 1 水稲の生産及び販売
- 2 豆類の生産及び販売
- 3 野菜の生産及び販売
- 4 花卉の生産及び販売
- 5 農林業作業の受託
- 6 農産物、林産物、畜産物の生産、加工、販売
- 7 農薬、農業資材の販売
- 8 公共団体等の施設の管理、運営等の業務委託
- 9 各種催し物の企画、立案、運営
- 10 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を岡山県美作市古町350番地に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

(機関の設置)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役、監査役を置く。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、140株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては当会社が承認したものとみなす。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会)

第8条 当会社は、事業年度の末日から3ヶ月以内に定時株主総会を開催し、必要に

応じて、臨時株主総会を開催するものとする。

(招集)

第9条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長たる取締役が招集するものとする。

2) 株主総会を招集するには、会日より5日前に、各株主に対して、その通知を発することを要する。

(議長)

第10条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。社長に事故もしくは支障があるときは、当該株主総会で他の取締役の中から議長を選出する。

(決議方法)

第11条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2) 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権)

第12条 各株主は、1個の議決権を有する。

(株主総会議事録)

第13条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席取締役が記名押印又は署名(電子署名含む)して10年間本店に備え置くものとする。

第 4 章 役 員

(員数)

第14条 当会社には、取締役10名以内を置く。

(監査役の員数及び監査範囲)

第15条 当会社には、監査役2名以内を置く。

2) 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

(資格)

第16条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、会社の運営、地域農業の振興等につき必要があるときは、株主以外の者から選任することができる。

(取締役の選任の方法)

第17条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決

権の過半数をもって行う。

(社長及び代表取締役)

第18条 当会社の取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選により定める。

2) 代表取締役は社長とし、会社の業務を統轄する。

第 5 章 運営委員会

(運営委員会)

第19条 地域の農業者の意見を経営に反映するため運営委員会を設置する。運営委員会は取締役と農業者等の代表5名以内をもって構成する。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第20条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(余剰金の配当等)

第21条 余剰金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に行う。

令和5年度 定時株主総会 議事録

1. 日時 令和5年6月28日 午前10時28分から午前11時17分

1. 場所 岡山県美作市栄町38番地2(美作市役所市長室)

1. 出席者

発行株数 140株

当会社の株主総数 1名

総株主の議決の数 140個

出席した株主の数 1名

出席株主の議決権の数 140個

議長 代表取締役 [REDACTED] (議事録署名人)

1. 出席役員

取締役 [REDACTED] [REDACTED]

1. 議事の経過の要領及びその結果

定刻、代表取締役 [REDACTED] は、議長席に着き、開会を宣し、上記のとおり定足数に足る株主の出席があったので、本総会は適法に成立した旨を述べ、直ちに議案の審議に入った。

第1号議案 令和4年度事業報告 及び

第2号議案 令和4年度決算報告に関する件

別段の異議なく承認可決した。

第4号議案 令和5年度事業計画(案) 及び

第5号議案 令和4年度収支予算(案)に関する件

別段の異議なく承認可決した。

第6号議案 有限会社大原農業振興センター定款の変更に関する件

議長は、会社法466条に基づき有限会社大原農業振興センター定款の変更に関する件を上程し、その承認を求めた。

有限会社大原農業振興センター定款

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、140株とする。

3字訂正

を

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、170株とする。

別段の異議なく承認可決した。

第6号議案 募集株式の割り当ての件について

205

議長は、会社法204条に基づき、有限会社大原農業振興センターの募集株式の割り当ての件を上程し、その契約の承認を求めた。

1. 募集株式の数 普通株式 30株
1. 募集株式の払込金額 1株につき金10万円
1. 払込期日又は期間 令和5年6月30日
1. 増加する資本金の額 金300万円
1. 増加する資本準備金の額 金0円
1. 割当方法 新株を [REDACTED] 氏に割り当て、総数引受契約によって行う
1. 払込みを取り扱う場所 所在地 [REDACTED]
名 称 [REDACTED]

総会は別段の異議なく承認可決した。

第7号議案 自己株式の取得について

議長は、会社法156条に基づき、有限会社大原農業振興センターの募集株式の割り当ての件を上程し、その契約の承認を求めた。

1. 取得する株式の総数 : 140株(美作市保有)
2. 株式を取得するとの引換えに交付する金銭等
: 現金で 15,196,493 円
3. 株式を取得することができる期間 : 令和5年12月31日

総会は別段の異議なく承認可決した。

(特別発議)

第8号議案

現取締役3名及び監査役2名が辞任届の提出があったことから、会社法第329条1項に基づき、取締役選任を上程し、その契約の承認を求めた。

(代表)取締役 [REDACTED]

総会は別段の異議なく承認可決した。

第9号議案

有限会社大原農業振興センター一定款の変更に関する件

議長は、会社法466条に基づき有限会社大原農業振興センター一定款の変更に関する件を上程し、その承認を求めた。

有限会社大原農業振興センター一定款

(機関の設置)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役、監査役を置く。

を

第5条 当会社は、株主総会及び取締役を置く。

第15条(監査役の員数及び監査範囲)を削除する。

別段の異議なく承認可決した。

以上をもって本日の議事が終了したので、議長は閉会を宣した。

1. 議事録の記名押印

以上の決議を明確にするため、議長(出席取締役)がこれに記名押印する。

令和5年6月28日

有限会社大原農業振興センター 定時株主総会

議長兼議事録作成者 代表取締役社長

[REDACTED]
議事録署名人

株式譲渡契約書

美作市（以下「甲」という。）と有限会社大原農業振興センター（以下「乙」という。）は、甲が保有する有限会社大原農業振興センター（以下「対象会社」という。）の株式を乙に譲渡することについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（譲渡合意）

第1条

甲は、令和5年6月28日（以下「本件譲渡日」という。）をもって、甲が保有する対象会社の普通株式140株（以下「本件株式」という。）を乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。

（譲渡代金の支払い方法）

第2条

乙は、甲に対し、本件株式の譲渡代金として15,196,493円（140株合計）を、甲が定める期日までに、甲が発行する納付書で振り込む方法により支払う。

（株主名簿の名義書換）

第3条

- 1 甲及び乙は、本件株式の譲渡後直ちに、共同して、対象会社に対し、本件株式を取得した乙の氏名及び住所等の株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するものとする。
- 2 甲は、本件譲渡日までに、本件株式の譲渡について対象会社の承認を得るものとする。

（表明保証）

第4条

甲は、乙に対し、以下の事項を表明し保証する。

- (1) 本契約の締結及び履行につき、必要とされる一切の手続を履践していること
- (2) 本件株式が適正、適法かつ有効に発行されたものであること
- (3) 甲が本件株式の全てについて完全な権利者であり、対象会社の株主名簿に記載された株主であること

- (4) 本件株式の全てについて抵当権、質権、譲渡担保権その他の担保権が設定されておらず、かつ、株主間契約その他の本件株式の譲渡又は本件株式に係る権利を制限する負担又は契約が存在しないこと
- (5) 別紙に記載された対象会社の貸借対照表、損益計算書その他財務諸表が、公正な企業会計原則に従って作成されていること、その内容において適正であること、及び令和5年3月31日現在における対象会社の資産・負債の状況を正確に表示していること
- (6) 対象会社が、その財務内容に重大な影響を及ぼすおそれ、又は、本件株式の譲渡に実質的な悪影響を及ぼすおそれのある訴訟、調停、仲裁、仮差押え若しくは仮処分事件その他紛争の当事者になっていないこと

(契約解除)

第5条

- 1 甲または乙が本契約に違反した場合、相手方は、相当期間を定めて催告の上本契約を解除し、違反者に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 2 前条の表明保証に相違する事実が判明した場合。直ちに本契約を解除し。甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

令和5年6月28日

甲

(住所) 岡山県美作市栄町38-2

(氏名) 美作市長 萩原誠司

乙

(住所) 岡山県美作市吉町350

(氏名) 有限会社大原農業振興センター
代表取締役

様式第8号(第45条関係)

普通財産処分申請書

令和5年 6月28日

美作市長 様

住所 美作市古町350番地
 氏名 有限会社大原農業振興センター
 代表取締役社長 [REDACTED]

次のとおり処分を受けたいので、申請します。

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 売払い <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
財産の名称	有限会社大原農業振興センター株(140株)
財産の所在地	美作市古町350番地
申請理由 (使用目的)	令和5年6月28日開催の有限会社大原農業振興センター 株主総会において自社株買いが承認されたため。
処分希望期日	令和5年12月31日まで
処分希望金額	15,196,493円
普通財産の譲与又は減額譲与の希望の有無と その理由	なし
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 証明書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>



美作農業第 79 号

令和5年 6月28日

有限会社大原農業振興センター 様

美作市長 萩原 誠司

普通財産処分（売払い）の決定について

令和5年6月28日付け申請のあった普通財産処分については、下記のとおり決定しました。

つきましては、別紙のとおり株式譲渡契約書を送付しますので、2部とも記名押印のうえ、返送くださいますようお願いいたします。

記

1. 区 分 売払い（株式譲渡契約締結による）
2. 売払内容 140 株
3. 売買代金 金 15,196,493 円

問い合わせ先

美作市農業政策課（担当：木下）

TEL：72-6694